総 税 評 第 3 9 号 令和 5 年 7 月 11 日

各 道 府 県 総 務 部 長 殿 (市町村税担当課扱い)

東京都総務・主税局長 殿 (市町村課・固定資産評価課扱い)

総務省自治税務局資産評価室長 (公 印 省 略)

市街化区域農地の評価に用いる「通常必要と認められる造成費に相当 する額」について

令和6年度評価替えにおける市街化区域農地の評価に用いる「通常必要と認められる造成費に相当する額」の参考として、「一定規模、形状の農地を宅地に転用するために要する標準的造成費(令和5年1月1日現在)」を別紙のとおり算定しましたので、通知します。

なお、「通常必要と認められる造成費に相当する額」については、地域、地形、 土質又は面積の大小等によりその額が異なるものと考えられますので、別紙積算 条件等を参考に、地域の実情を反映した適正な造成費の算出に努めるよう、また、 農業用施設用地の評価に用いる「当該宅地を農地から転用するために通常必要と 認められる造成費に相当する額」等の算定に当たって、本通知における標準的造 成費を参考とする場合は、当該市町村の地域の実情に応じ、擁壁の有無等を考慮 した上で、適正な造成費を算出するよう、併せて貴都道府県内市町村に御連絡願 います。

別紙

一定規模、形状の農地を宅地に転用するために要する標準的造成費

1 平坦地の場合

	直接工事費		工事原価		
盛土の高さ	土盛整地費	擁壁費	(直接工事費 +共通仮設費 +現場管理費)	1 平方メー トル当たり	令和3年度 評価替えにおける 標準的造成費から の変動率
cm	千円	千円	千円	円	倍
30	277	1,025	1, 478	3,000	1. 00
50	471	1, 411	2, 137	4, 300	1. 10
70	670	2,004	3, 036	6, 100	1. 27
100	961	2, 984	4, 480	9, 100	1. 17
150	1, 447	4, 279	6, 503	13, 100	1. 30
200	1, 940	5, 762	8, 747	17, 700	1. 44

[積算条件]

(1)積 算 時 点 … 令和5年1月1日

(2)所 在 地 … 東京都 23 区内

(3)規 模 ····· 495 ㎡ (150 坪)

(4)形 状 ・・・・・ 一面が道路に面した間口 27.27m(15 間) 奥行 18.18m(10

間)の矩形の画地で、造成地盤面が道路面と等高となるよ

うに盛土を行う土地

(5)擁壁の種類等 ···・・ プレキャストコンクリート擁壁(盛土の高さ 30cm 及び

50cm については、小型重力式擁壁) による道路面を除いた

三面施工

(6)土 質 ・・・・・ 普通土質(宅地造成等規制法施行令別表第四に定める第二

種の土質(真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに

類するもの))

(7)土の運搬距離 ···・・ 8 km

(8)土 砂 購 入 費 ・・・・・ 想定している (土盛整地費に含む)

(9)法止・土止費・・・・・ 想定していない(法止・土止費は、造成工事終了後宅地と

しての土地利用を行うまでに期間を要する場合に、表土飛散を防止するための費用であるが、本通知では、造成工事終了後直ちに宅地としての土地利用を行う場合を想定す

るため)

2 傾斜地の場合

直接二	匚事費			
切土整地費	擁壁費	工事原価 (直接工事費 +共通仮設費 +現場管理費)	1 平方メー トル当たり	令和3年度 評価替えにおける 標準的造成費から の変動率
千円	千円	千円	円	倍
301	3, 566	4, 391	8, 900	1. 20

[積算条件]

(1)積 算 時 点 ・・・・・ 「1 平坦地の場合」と同じ

 (2)所
 在
 地
 ・・・・・
 同上

 (3)規
 模
 ・・・・
 同上

(4)形 状 ・・・・・ 一面が道路に面した間口 27. 27m(15 間) 奥行 18. 18m(10 間)

の傾斜の画地で、切土した土地の部分に高さ2mの壁を生じることになるもので、造成工事の前後で平均地盤面が高

さで変わらないよう埋戻しを行う土地

(5) 擁壁の種類等・・・・・ コンクリートブロック積擁壁(切土部分)とプレキャスト

コンクリート擁壁(盛土部分)による道路面を除いた三面

施工

(6)土 質・・・・・「1 平坦地の場合」と同じ

(7)土の運搬距離 ・・・・・ 同上

(8) 土 砂 購 入 費 ・・・・・ 想定していない

(9)土 砂 廃 棄 費 ・・・・・ 想定している (切土整地費に含む)

10法止・土止費 ・・・・・ 「1 平坦地の場合」と同じ